

○審査表

令和7年度「新たな沖縄観光サービス創出支援事業（デジタル技術を活用した観光コンテンツの作成）」

委託事業者選定評価用紙

評価基準	項目別得点					
	(5点満点の項目)	(10点満点の項目)	(20点満点の項目)	(25点満点の項目)	(30点満点の項目)	(40点満点の項目)
卓越した提案内容である。	5	10	20	25	30	40
最適な内容である。	4	8	16	20	24	32
概ね妥当な内容であると認められた。	2	4	8	10	12	16
内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0	0	0	0	0

審査委員氏名	
申請事業者名	

審査項目	提案データ	提案事業者名：	配点	得点	コメント
		提案事業名：			
		提案金額(千円)：			

①応募資格の充足(○or×)			
②仕様書 ◇仕様書の内容について、全て網羅した提案がなされているか。(○or×)			
③提案内容の適切性(155点)	155	0	
(1) デジタル技術を活用した観光コンテンツの作成による高付加価値化(40点) ◇観光地化が進んでいない場所・地域における自然、歴史、文化などが選定されていること。(有名な観光スポットでないこと)。観光地化が進んでいない現状を定量的に把握できており、観光地化を目指す上で適切なKGI・KPIが設定されていること。 ◇観光コンテンツを作成する対象として選定した場所・地域の自然、歴史、文化等の現状を把握していること。 ◇対象とした場所・地域の自然、歴史、文化などについて選定理由が明確になっていること。 ◇デジタル技術を活用した観光コンテンツであること。(VR、AR等) ◇観光コンテンツの作成に資する情報が収集可能な場所等を対象としていること。 (例えば、グスクを対象としてVR・ARのコンテンツを作成する場合、そのグスクの当時の様子を復元できるほどの文献等がある等) ◇対象とした場所等について、観光客の訪れやすい環境が整備されていること。 (例えば、駐車場が整備されている、観光スポットまでの道が整備されている等。観光客が安全に訪れることのできる場所であること。) ◇対象とした地域にもたらす効果(訪問者数の増加や消費額の向上等による地域還元)が検討されていること。(定量的示すことが望ましい。)	40		
(2) 地域連携体制の構築(40点) ◇作成するコンテンツの継続的な利用促進に資するよう、地域自治体や関連業界等と連携し、円滑な事業運営体制が構築されていること。 (本事業の過年度採択事業者は過年度実施事業の継続的な利用状況について明確に記載すること) ◇連携する自治体は、観光コンテンツの作成地点として選定した場所・地域の自治体であること。	40		
(3) デジタル技術を活用した観光コンテンツの効果検証等(35点) ◇作成した観光コンテンツについて、具体的なPR方法が検討されていること。 ◇作成した観光コンテンツが地元や地域の観光関連企業等へもたらす効果等について、定量的な分析ができるよう、地域自治体等の協力が得られていること。 ◇作成したデジタル技術を活用した観光コンテンツについて、アクセス数の集計等、定量的な分析ができるような仕組みとなっているか。	35		
(4) 内閣府ホームページ等との連携(30点) ◇「OKINAWA41」等へのコンテンツの掲載イメージが明確にされていること。 ◇作成したコンテンツの継続的な利用促進の観点で、維持管理費が必要と見込まれる場合、維持管理費の内容や内訳を含め、維持管理方法が明確となっていること(例：地域自治体による運用、地域の観光関連企業等の向上する収益の一部を活用するなど)	30		

<p>【加点項目】ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(10点)</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1段階目(*1)4点、2段階目(*1)6点、3段階目8点、プラチナえるぼし10点 ・行動計画(*2)2点 <p>*1:労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 *2:女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 4点 ・トライくるみん 6点 ・くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) 6点 ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準) 6点 ・プラチナくるみん 10点 <p>青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定8点 <p>(複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。) *内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	10		
<p>④過去の類似事業との差別化(5点)</p> <p>◇対象とした場所・地域において、過去に同様な取組はなされていないか。</p>	5		
<p>⑤提案者が有する知見・ネットワーク(5点)</p> <p>◇本事業の関連分野に関する知見や関係者とのネットワークを有しているか。</p>	5		
<p>⑥実施体制(5点)</p> <p>◇本事業を円滑に遂行するために、適切なプログラマネージャーを配置し、事業規模等に適した実施体制を構築しているか。</p>	5		
<p>⑦コストパフォーマンス・積算の適正性(30点)</p> <p>◇コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。</p>	30		
合計点(200点満点)	200	0	0
<総合コメント>			

※1 基礎点：①及び②は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」となるので注意すること。

※2 集計方法：企画等審査会の審査員ごとの採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。